

議案第 95 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第 8 条及び第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定及び廃止する。

令和元年 6 月 10 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 認定

整理 番号	図面 番号	路線名	起 終	点 点
30	1	北 加 瀬 第 1 0 8 号 線	幸 区 北加瀬 3 丁目	4 4 3 番 1 6 先
			幸 区 北加瀬 3 丁目	4 4 3 番 1 0 先
31	2	下 作 延 第 2 4 5 号 線	高津区 下作延 5 丁目	1 5 9 6 番 5 先
			高津区 下作延 5 丁目	1 5 3 6 番 3 先
32	3	上 作 延 第 2 1 3 号 線	高津区 上作延	2 4 5 番 8 先
			高津区 上作延	2 4 0 番 4 先
33	4	子 母 口 第 1 0 7 号 線	高津区 子母口	7 7 0 番 2 先
			高津区 子母口	7 7 0 番 8 先
34	5	蟹 ケ 谷 第 8 0 号 線	高津区 蟹ケ谷	1 7 番 1 3 2 先
			高津区 蟹ケ谷	1 7 番 1 3 8 先
35	6	野 川 本 町 第 1 号 線	宮前区 野川本町 3 丁目	4 3 4 番 2 8 先
			宮前区 野川本町 3 丁目	4 3 4 番 2 6 先
36	7	中 野 島 第 2 1 7 号 線	多摩区 中野島 3 丁目	7 0 1 番 4 先
			多摩区 中野島 3 丁目	7 6 3 番 7 先
37	8	宿 河 原 第 2 9 3 号 線	多摩区 宿河原 2 丁目	3 2 2 番 1 9 先
			多摩区 宿河原 2 丁目	3 2 2 番 6 先
38	9	菅 稻 田 堤 第 9 9 号 線	多摩区 菅稻田堤 3 丁目	3 3 0 8 番 2 2 先
			多摩区 菅稻田堤 3 丁目	3 3 0 8 番 1 2 先
39	10	細 山 第 2 9 3 号 線	麻生区 細山 8 丁目	5 0 2 番 1 2 先
			麻生区 細山 8 丁目	5 0 2 番 9 先

整理 番号	図面 番号	路線名	起 終	点 点
40	11	東百合丘 第161号線	麻生区 東百合丘4丁目	7486番 先
			麻生区 東百合丘4丁目	7346番 80先
41	11	東百合丘 第162号線	麻生区 東百合丘4丁目	7509番 3先
			麻生区 東百合丘4丁目	3002番 先
42	12	下麻生 第173号線	麻生区 下麻生2丁目	197番 4先
			麻生区 下麻生2丁目	197番 10先
43	13	片平 第346号線	麻生区 片平3丁目	2370番 17先
			麻生区 片平3丁目	2373番 45先

2 廃止

整理 番号	図面 番号	路線名	起 終	点 点
44	14	上作延 第60号線	高津区 上作延	1000番 先
			高津区 上作延	1000番 先
45	14	上作延 第61号線	高津区 上作延	1000番 先
			高津区 上作延	1000番 先
46	14	上作延 第62号線	高津区 上作延	999番 1先
			高津区 上作延	999番 1先
47	15	東百合丘 第97号線	麻生区 東百合丘4丁目	7486番 先
			麻生区 東百合丘4丁目	7509番 3先

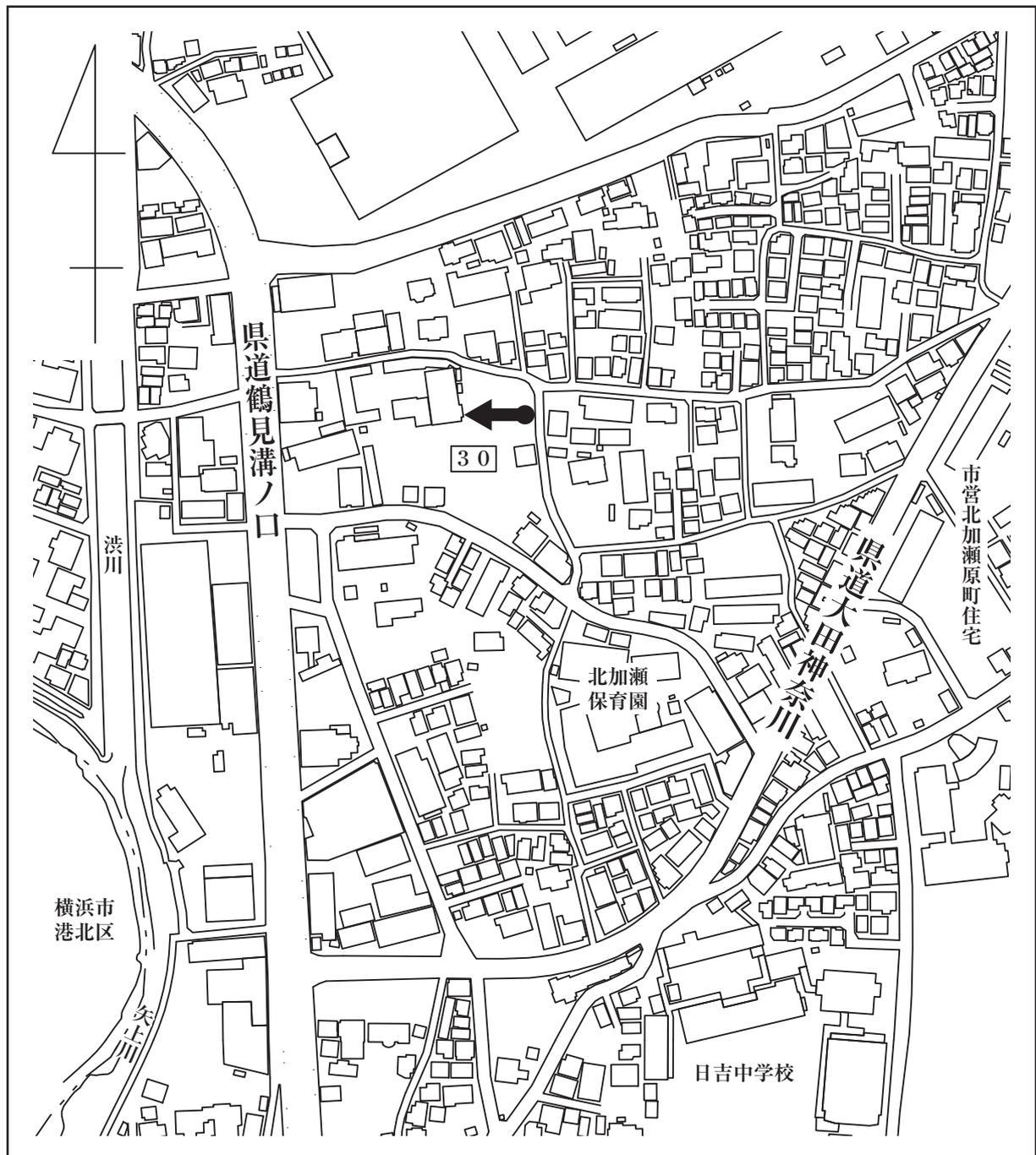
認 定 理 由

図面番号①

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（幸区北加瀬 3 丁目地内）

整理番号 3 0



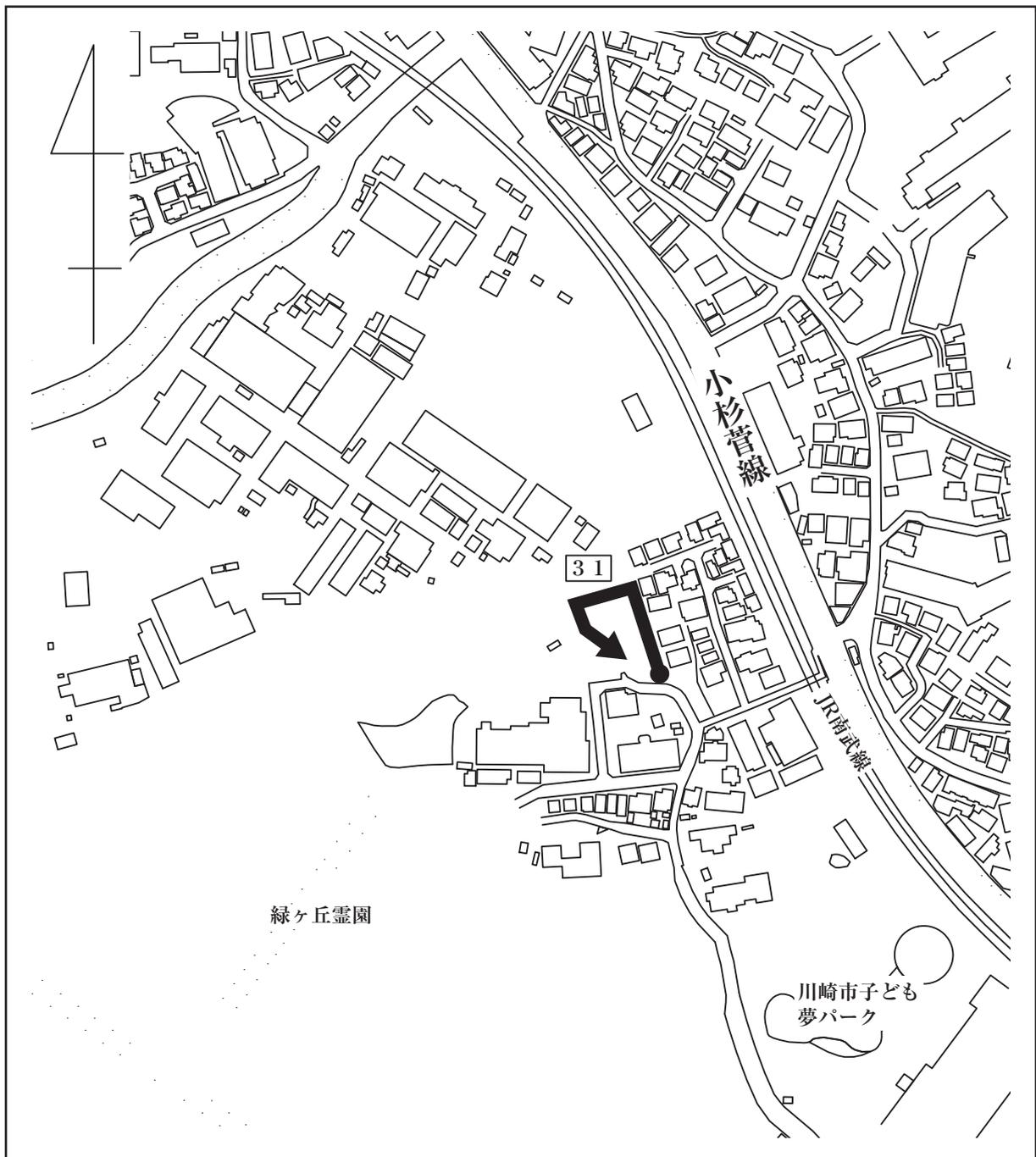
認 定 理 由

図面番号②

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（高津区下作延5丁目地内）

整理番号31



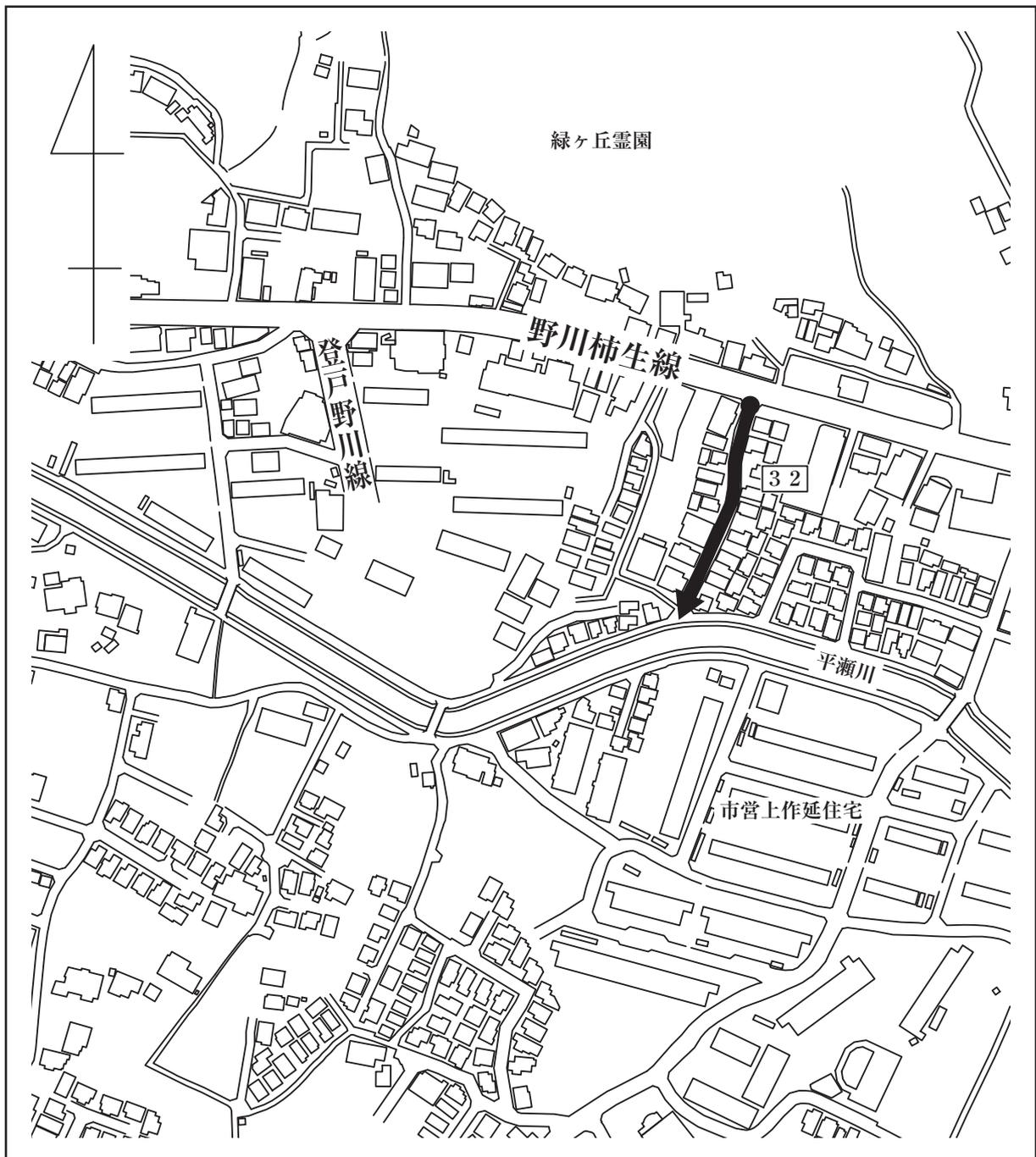
認定理由

図面番号③

本箇所は、道路敷地が本市に寄附され、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（高津区上作延地内）

整理番号 3 2



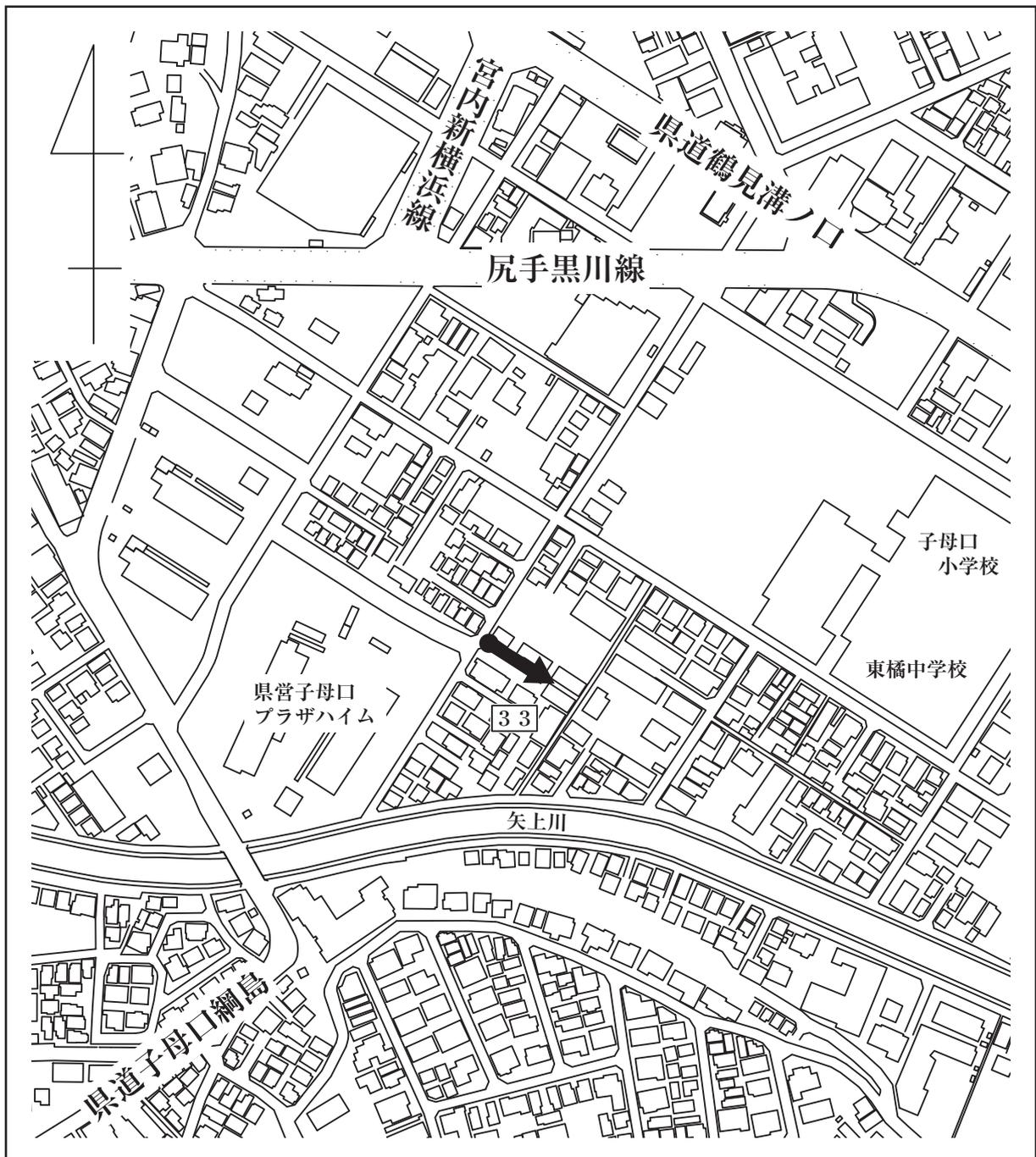
認 定 理 由

図面番号④

本箇所は、道路敷地が本市に寄附され、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（高津区子母口地内）

整理番号 3 3



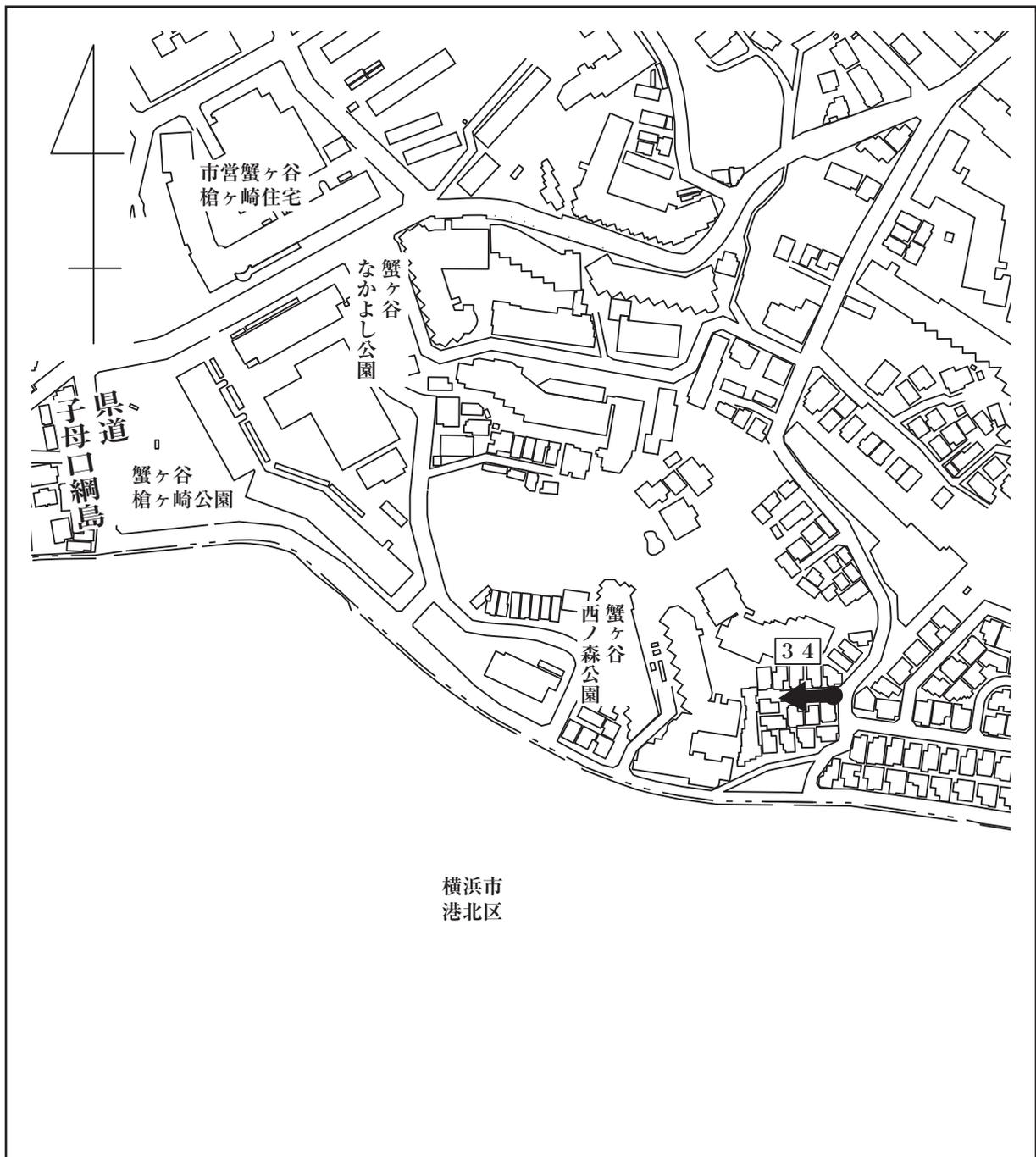
認 定 理 由

図面番号⑤

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（高津区蟹ヶ谷地内）

整理番号 3 4



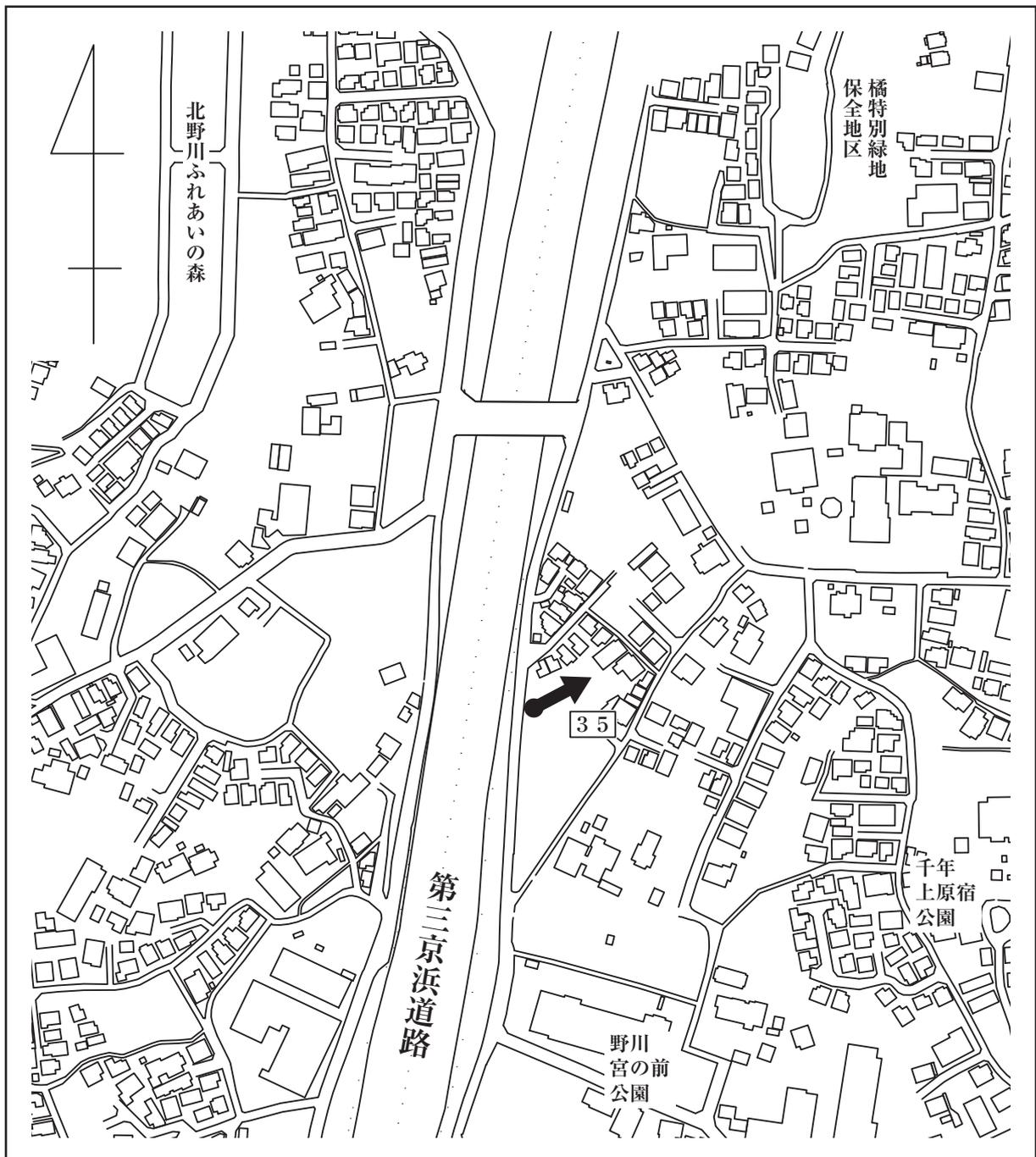
認定理由

図面番号⑥

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区野川本町3丁目地内）

整理番号35



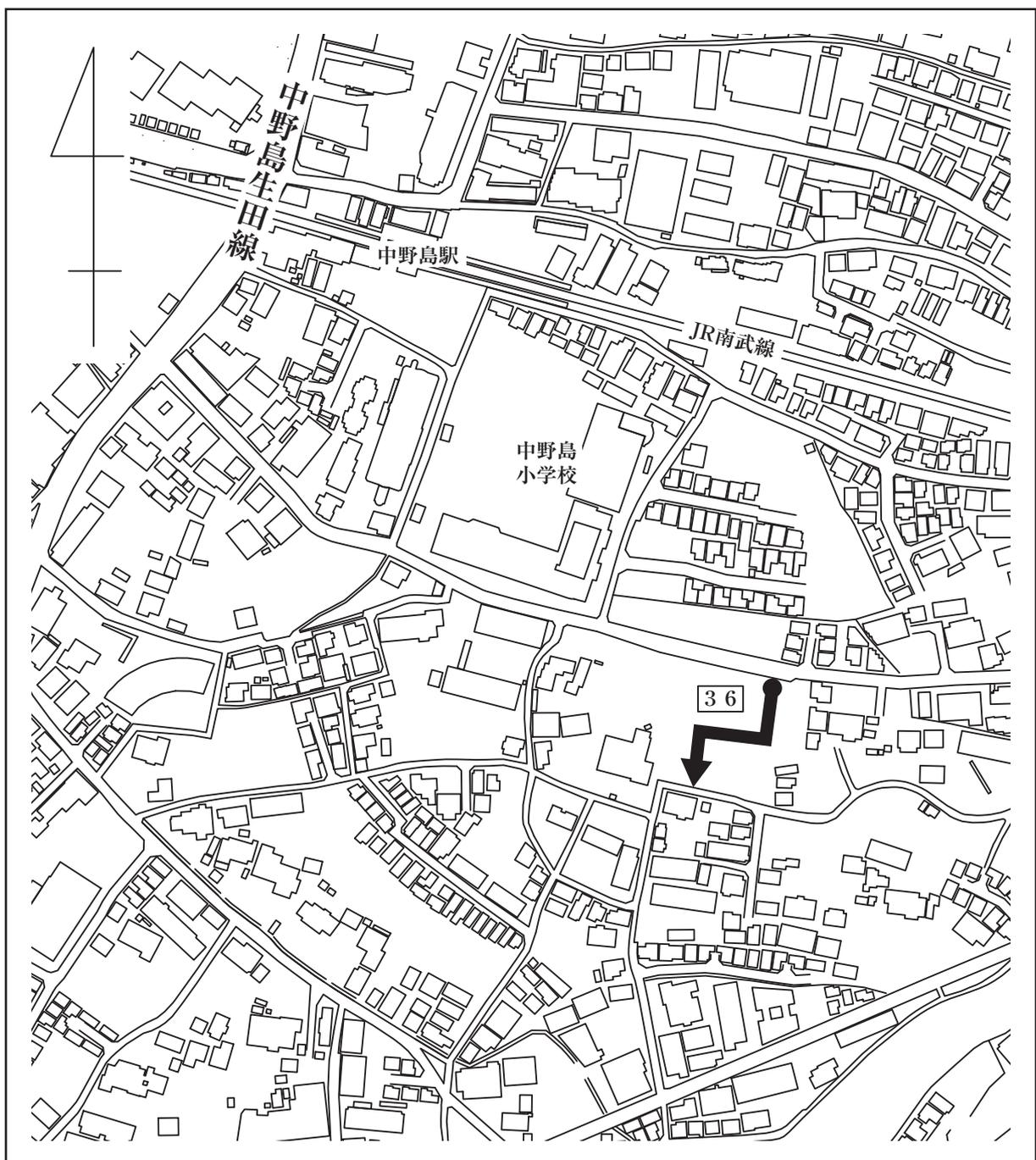
認 定 理 由

図面番号⑦

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区中野島3丁目地内）

整理番号36



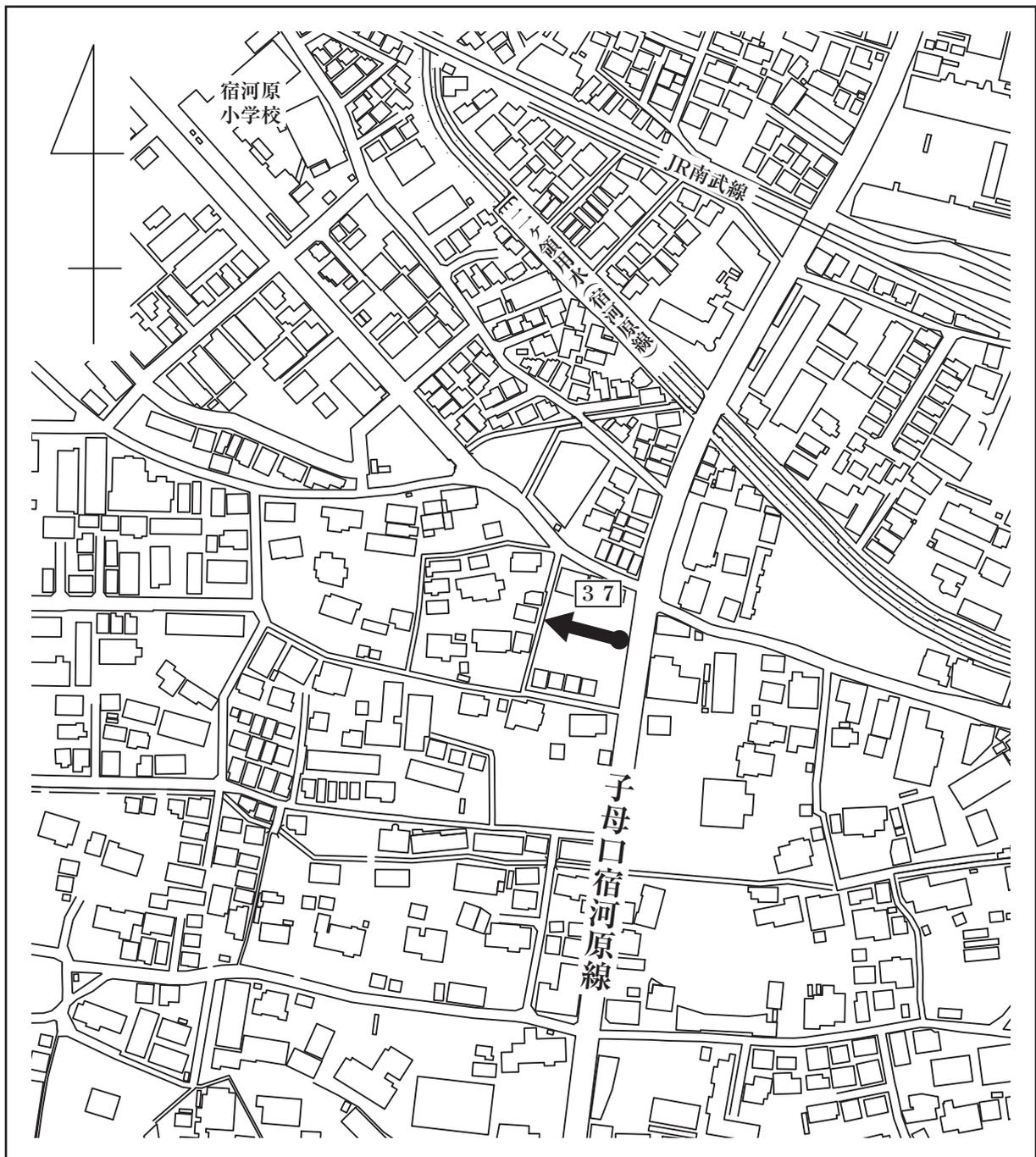
認 定 理 由

図面番号⑧

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区宿河原2丁目地内）

整理番号37



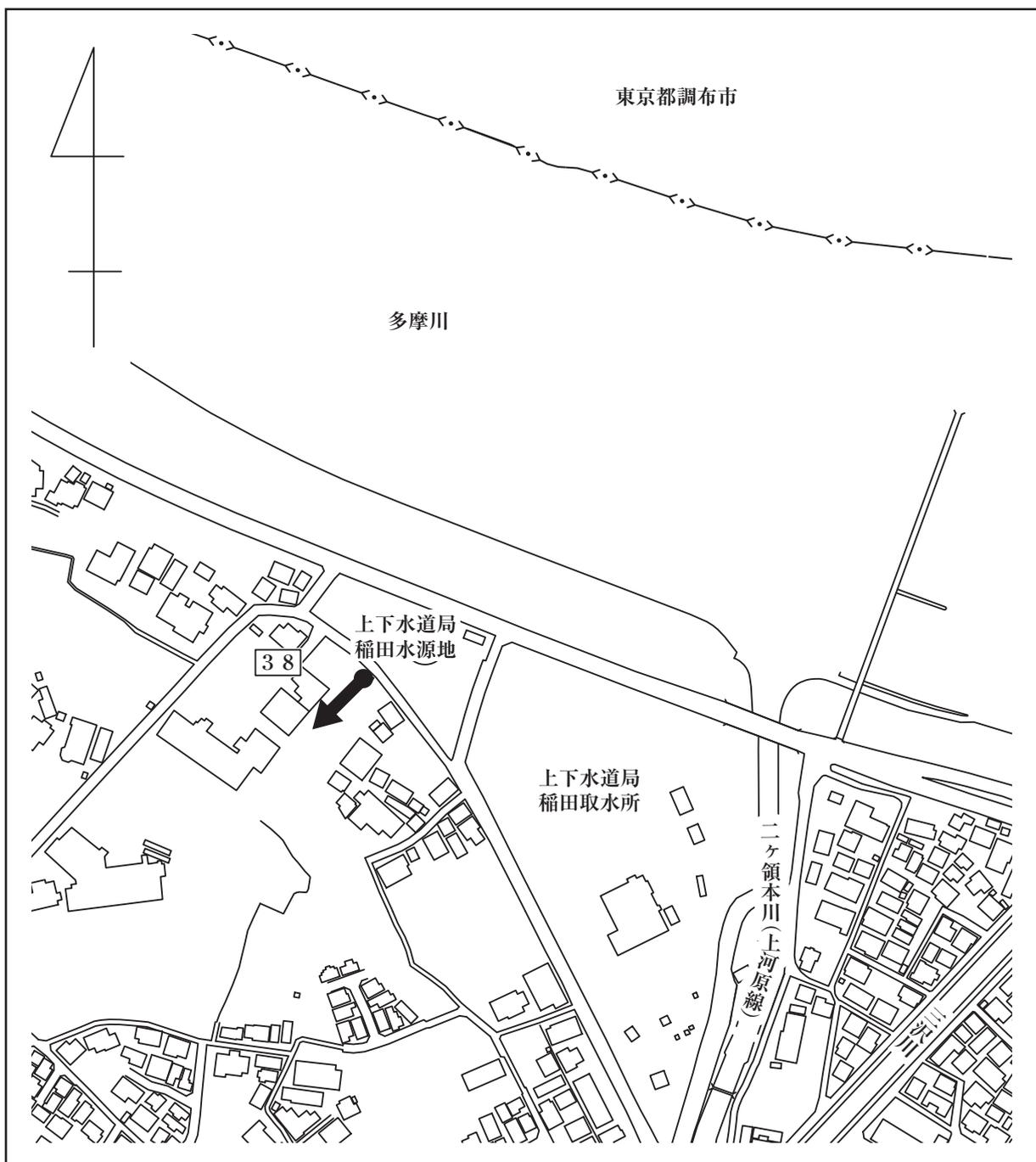
認 定 理 由

図面番号⑨

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区菅稲田堤3丁目地内）

整理番号38



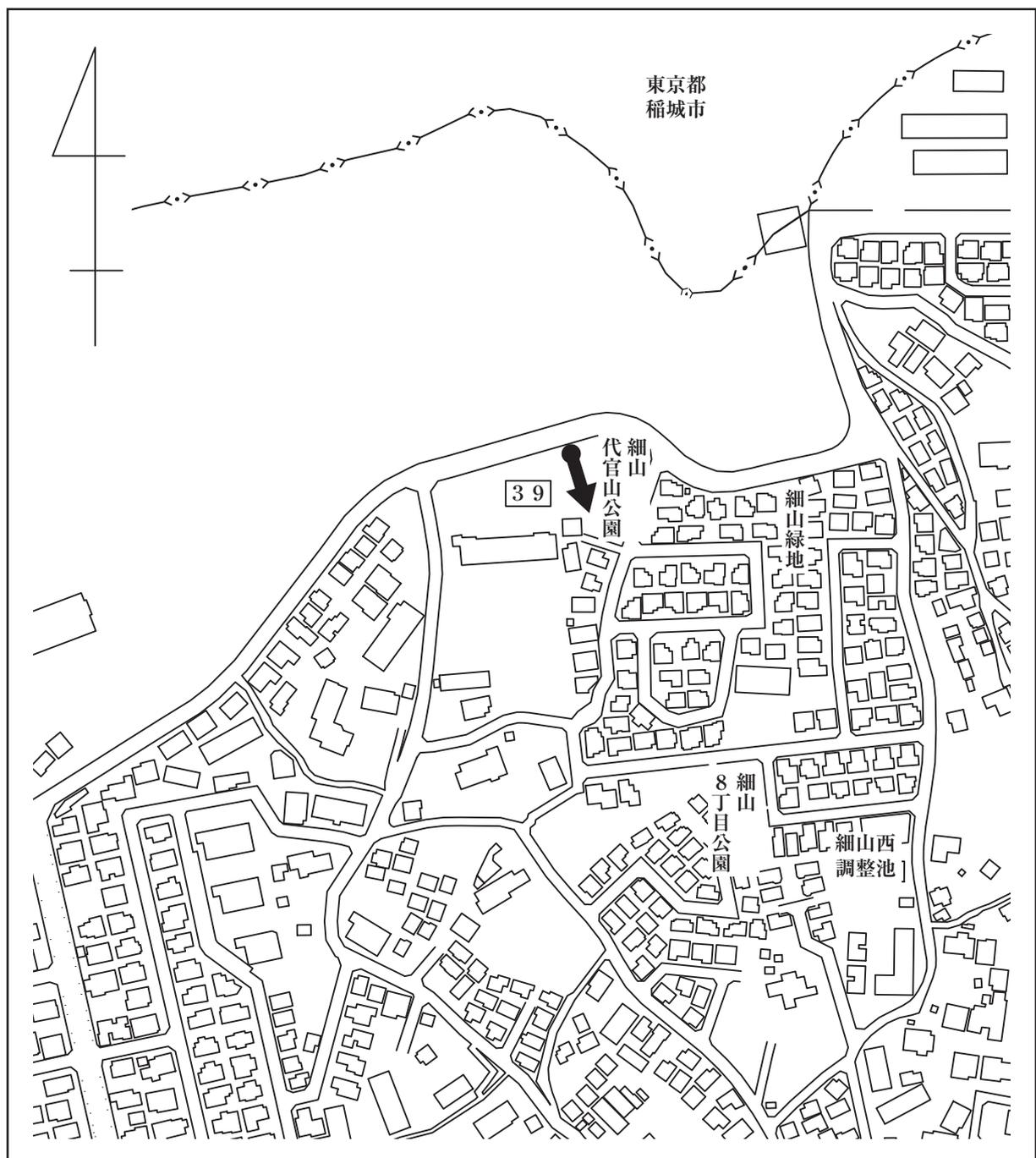
認定理由

図面番号⑩

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区細山 8 丁目地内）

整理番号 39



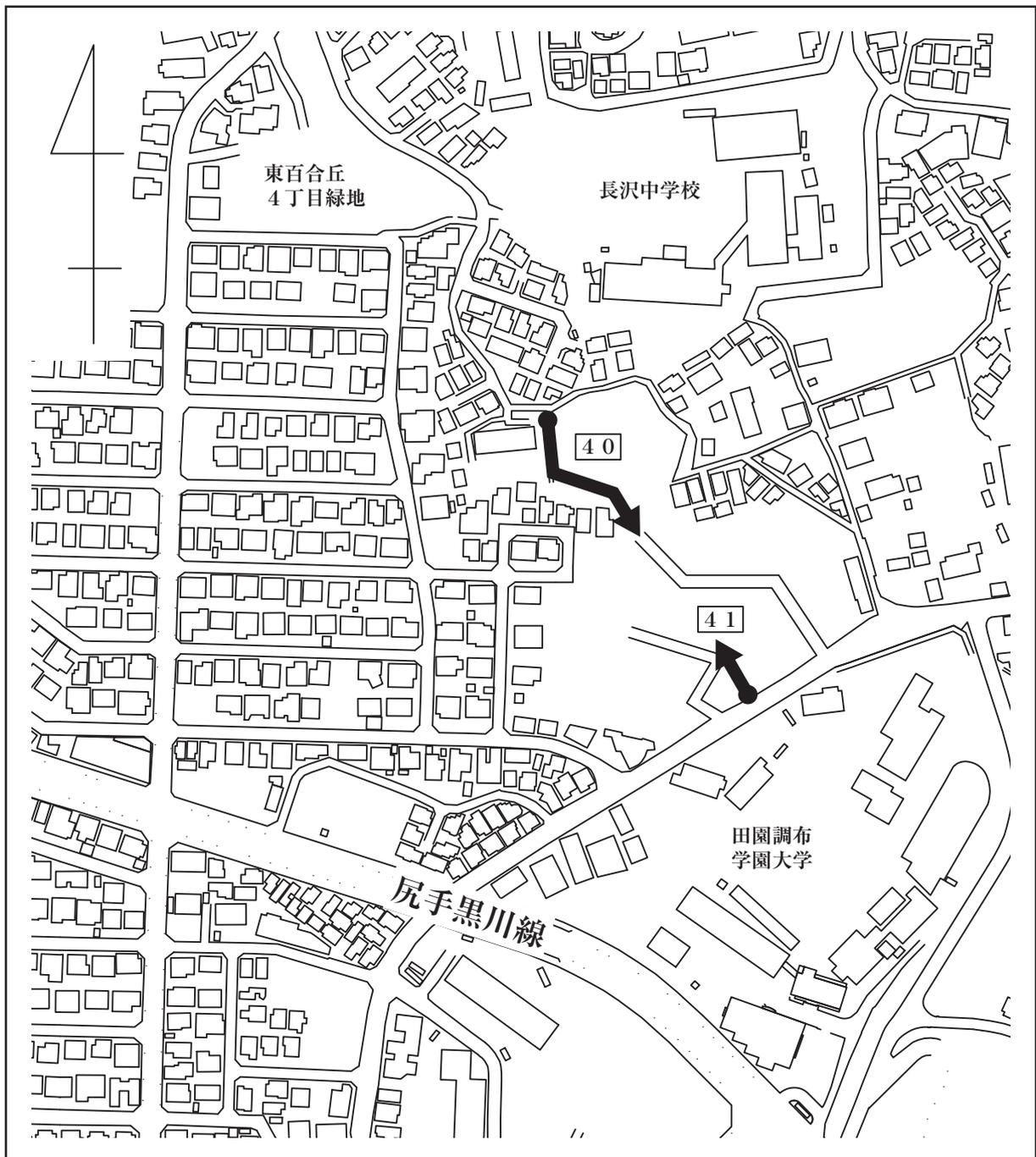
認定理由

図面番号⑪

本箇所は、整理番号47番の路線の一部が不要であるため廃止するが、残置路線は一般交通に必要なので、再度、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区東百合丘4丁目地内）

整理番号40、41



認 定 理 由

図面番号⑫

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区下麻生2丁目地内）

整理番号42



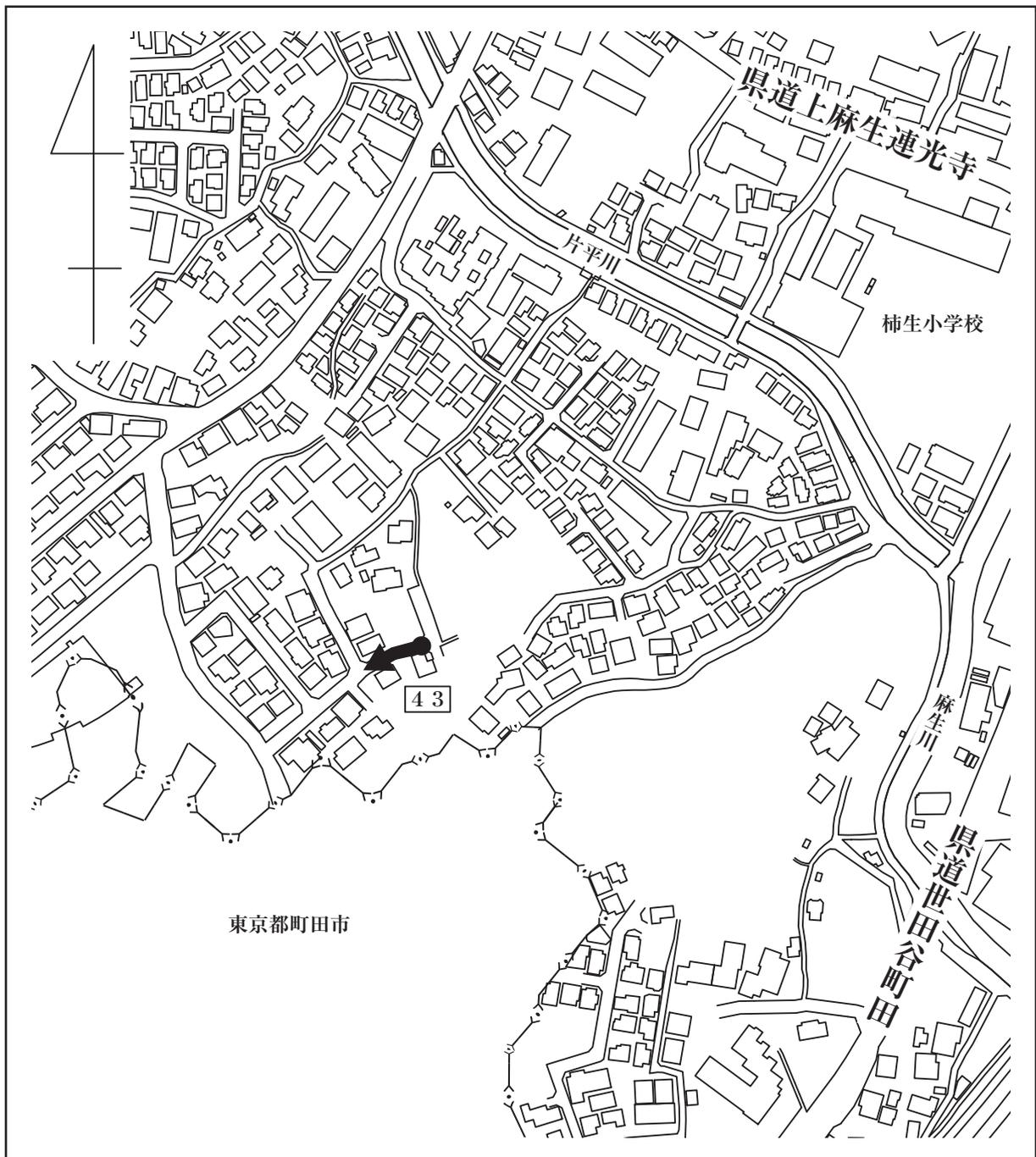
認 定 理 由

図面番号⑬

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区片平 3 丁目地内）

整理番号 4 3



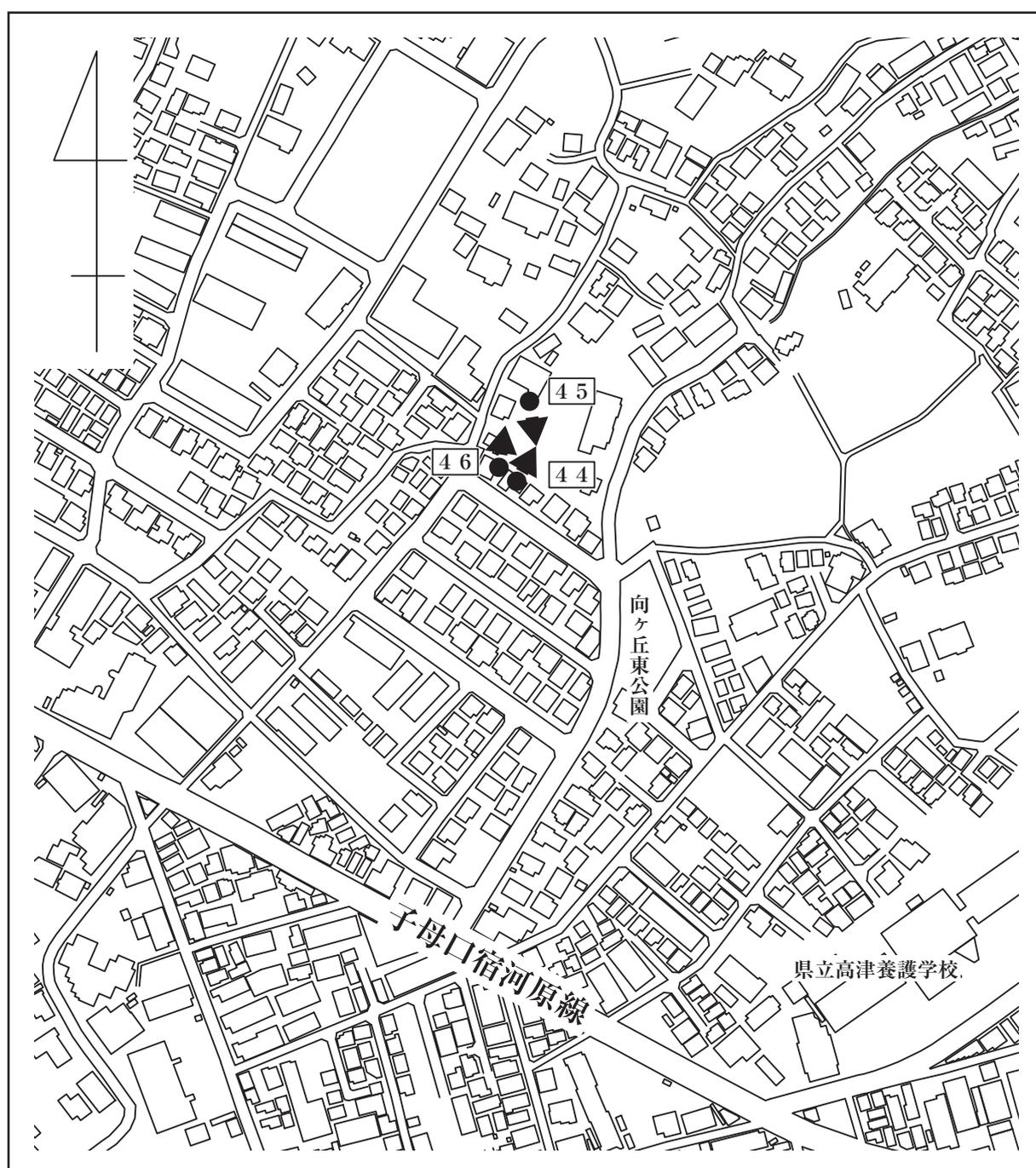
廃止理由

図面番号⑭

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（高津区上作延地内）

整理番号44、45、46



廃止理由

図面番号⑮

本箇所は、路線の一部が一般交通に必要ながないので、これを廃止したい。

見取図（麻生区東百合丘4丁目地内）

整理番号47

